

⑨ 手術等の医療技術の適切な評価

第1 基本的な考え方

1. 医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、優先的に保険導入すべきとされた新規技術（先進医療として実施されている技術を含む。）について新たな評価を行うとともに、既存技術の評価を見直す。
2. 新規医療材料等として保険適用され、現在準用点数で行われている医療技術について新たな評価を行う。
3. 外科的手術等の医療技術の適正かつ実態に即した評価を行うため、外保連試案の評価等を参考に評価を見直す。
4. 治療薬の適応の判断に用いられる PET 検査について迅速な保険適用が可能となるように、保険適用の手続きについて所用の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、新規技術（先進医療として実施されている技術を含む。）の保険導入及び既収載技術の再評価（廃止を含む。）を行うとともに、算定回数が極めて少なく、他の技術により置き換えられている技術について、項目を削除する。
また、保険医療材料等専門組織において医療技術評価分科会における検討を要するとされ医療技術評価分科会で検討を行う技術について、直近の診療報酬改定において保険適用されるまでの間、評価療養として実施可能にする。

【診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案があったものの例】

- (1) 内視鏡手術用支援機器を用いた弁置換術
- (2) 大腿骨骨切り術
- (3) 抗 MDA5 抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法
- (4) ポジトロン断層撮影 ^{18}F 標識フルシクロピンを用いた場合
- (5) 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 その他のもの

【診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、先進医療として実施されているもの】

- (1) 陽子線治療（※1）
- (2) 重粒子線治療（※2）
- (3) 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術
- (4) 腹腔鏡下スリーブ状胃切除及び十二指腸空腸バイパス術
- (5) 遺伝子パネル検査による遺伝性網膜ジストロフィーの遺伝子診断（※3）

※1：早期肺癌（Ⅰ期～ⅡA期）に係るもの。なお、切除不能のものに限る。

※2：早期肺癌（Ⅰ期～ⅡA期）、大型の局所進行子宮頸部扁平上皮癌、婦人科領域悪性黒色腫に係るもの。なお、いずれも切除不能のものに限る。

※3：遺伝子診断以外の遺伝カウンセリングの部分に係るもの

【診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、保険医療材料等専門組織において審議を行った技術】

- (1) インフルエンザ核酸検出
- (2) プログラム医療機器による大腸内視鏡検査における大腸上皮性病変の検出支援

【廃止を行う技術の例】

- (1) アレキサンダー手術

2. C2区分で保険適用された新規医療材料等について、技術料を新設する。

【技術の例】

- (新) 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として） 15,000点
- 注1 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。
- 2 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
- 3 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に

用いた色素の費用は、算定しない。

3. 外科系学会社会保険委員会連合「外保連試案 2024」等における、手術等に係る人件費及び材料に係る費用の調査結果等を参考とし、技術料の見直しを行う。
4. 治療薬の適応の判断に用いられる PET 検査について迅速な保険適用が可能となるように、医療機関が購入した PET 製剤を使用する PET 検査について、保険医療材料等専門組織及び薬価算定組織において保険適用の妥当性、準用技術料の設定及び薬価について審議を行うこととする。